市川市公告第　　266　　号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 10 月 29 日　　市川市長　田中　甲

1．　送達を受けるべき者の氏名又は名称
ＡＲＹＡＬ　ＹＯＧＥＮＤＲＡ　ＫＵＭＡＲ

2．　送達すべき書類を特定するのに必要な情報
２０２６１０２７－００４９

＜注意＞
上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第　　267　　号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 10 月 29 日　　市川市長　田中　甲

1．　送達を受けるべき者の氏名又は名称
村越　高久

2．　送達すべき書類を特定するのに必要な情報
２０２６１０２３－００８７

＜注意＞
上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第２８１号

指定地域密着型サービス事業所及び指定第１号事業の事業所の指定について

介護保険法（平成９年法律第123号）第78条の11第１号及び市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第１項に基づき、次のとおり告示する。

令和８年10月29日

市川市長　田中　甲

１	指定申請者	株式会社ALTWELLDAY
２	事業所名	いつものところReha&Cafe本八幡
３	事業所所在地	千葉県市川市八幡三丁目２７番２０号（第二山本ビル）
４	指定・指定更新年月日	令和８年11月１日
５	サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防通所型サービス事業